

委員会の運営について（案）

石巻地区広域行政事務組合新ごみ処理施設整備検討委員会条例（以下、整備検討委員会条例という。）第 8 条の規定に基づき、委員長が会議に諮って定める委員会の運営に関し必要な事項は以下のとおりとする。

1 委員の代理出席について

整備検討委員会条例第 3 条第 2 項第 4 号に規定する組織市町の職員について、やむを得ない事由により委員会に出席することができないときは、委員の所属する組織市町の職員を代理人として指名し、委員長の承認を受けた上で、その職務を行わせることができる。

2 会議の公開について

会議は原則公開とし、会議終了後、石巻地区広域行政事務組合ホームページに資料及び議事録を掲載する。ただし、石巻地区広域行政事務組合情報公開条例第 7 条各号に規定する不開示内容情報を含む内容については、全部又は一部を公開しない。

3 委員会の傍聴について

委員会の傍聴については、別紙「石巻地区広域行政事務組合新ごみ処理施設整備検討委員会傍聴要領」のとおりとする。